



長野県報

5月9日(月)
平成23年
(2011年)
第2265号

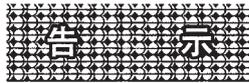
目次

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院及び救急診療所の認定(医療推進課) 1
- 保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 1

公告

- 一般競争入札(消防課) 2
- 一般競争入札(管財課) 3
- 都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(2件)(都市計画課) 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課) 4
- 一般競争入札(2件)(ものづくり振興課) 5
- 正誤(森林づくり推進課) 8



長野県告示第344号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院及び救急診療所は、次のとおりです。

平成23年5月9日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会 下伊那厚生連病院	下伊那郡高森町吉田481番地13	平成26年5月8日
医療法人慈修会 上田腎臓クリニック	上田市住吉322	平成26年5月8日

医療推進課

長野県告示第345号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐久市内山字花岡1692の7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第346号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年5月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字下大ヤチ4738の2、字小谷沢4739の1、4739の2、4740の1(次の図に示す部分に限る。)、4740の2、4741、4742の1(次の図に示す部分に限る。)、4742の2、4743の1、4743の2(次の図に示す部分に限る。)、4744の1から4744の3まで、4744の4(次の図に示す部分に限る。)、4744の5、4744の6、4745の1、4746の1(次の図に示す部分に限る。)、4746の2、4748(次の図に示す部分に限る。)、4749、4750の1、4750の2、4750の4、4751の1から4751の3まで、4752の1、4752の2、

4753の1から4753の3まで、4753の5、4753の6、字下方4754の4、4754の5、4758の9、4759の3、4759の4、4760の1、4761の1、4761の3、4774の1（次の図に示す部分に限る。）、4776、4777の1から4777の3まで、4777の5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第347号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年5月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字栗ノ沢3839の1から3839の3まで、3840、3841、3845、3846、3851、3852の1、3852の2、3853から3855まで、3856の1、3856の2・3857（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3858の1、3858の2、3889、3890の1、3890の2、3891の1、3891の2（次の図に示す部分に限る。）、3891の4、3892、3893の1（次の図に示す部分に限る。）、3893の2、3894から3897まで、3898の1、3898の2、3899、3900、3901の1、3901の2、3902

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗ノ沢3845（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

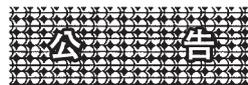
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年5月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度長野県防災行政無線設備更新工事に伴う鉄塔補強実施設計業務

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から約120日間

(4) 履行場所

中野市ほか1箇所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第5条の規定による登録（電気電子部門）を受け、長野県において建設コンサルタント等の業務（電気電子）の入札参加資格を有している者であること。

(4) 管理技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者を配置できる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（電気電子部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）（以下「技術士」という。）

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の定めるシビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程第3条に規定するRCCM（電気電子部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）（以下「RCCM」という。）

(5) 照査技術者（管理技術者と兼務不可）として、次のいずれかの資格又は経験を有する技術者を配置できる者であること。